

須坂市役所地球温暖化防止実行計画

2021 年 4 月

須 坂 市

□計画策定の背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年 8 月には、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

4 地球温暖化対策を巡る県の動向

2019 年 12 月に都道府県として初めて「気候非常事態宣言」を行い、2050 年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ（2050 ゼロカーボン）にする決意を表明しました。

2020 年4月には、今後の県の気候変動対策の基本方針となる「長野県気候危機突破方針」を策定、2020 年 10 月には、議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が成立しました。

須坂市においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

第1 計画改定の主旨

須坂市では、市役所庁舎をはじめ、市施設が率先して事務事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に取り組む行動を推進することを目的とし、2016 年度から5年間を計画期間とする「須坂市役所 CO2 削減実行計画」を策定し、二酸化炭素の排出削減に取り組んできました。計画期間の終了に伴い、2021 年度を初年度とする「須坂市役所地球温暖化防止実行計画」を策定するものです。

第2 基本的事項

1 計画の目的

須坂市役所地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、須坂市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

2 計画の対象とする範囲

須坂市役所地球温暖化防止実行計画の対象範囲は、市のすべての施設（市役所庁舎をはじめ、教育委員会施設、市水道施設、指定管理者施設、無人施設なども含めて）を計画の対象範囲とします。なお、外部への委託などにより実施する事務や事業については対象外としますが、グリーン購入法に基づいた物品を使用することや、環境配慮契約法に基づいた契約を締結し、温室効果ガスの排出抑制などの措置を講ずるように要請します。

3 対象とする温室効果ガスの種類

対象となる温室効果ガスとして地球温暖化対策推進法で定められているものは、下記7種類のガスですが、二酸化炭素以外のガスについては、市の事務・事業では排出実態の把握が困難であるため、対象外とします。

【地球温暖化対策推進法で定めている温室効果ガスの種類】

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 計画期間、見直し予定時期

2021 年度から 2025 年度末までの5か年を計画期間とします。なお、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等の結果を踏まえ、見直しの必要がある時には適切に対応していきます。

（地球温暖化対策計画が改定されたことにより、2022 年度に基準年度及び削減目標等を変更しました）

5 上位計画や関連計画との位置付け

須坂市役所地球温暖化防止実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び須坂市総合計画に即して策定します。

第3 温室効果ガス総排出量に関する数値的な目標

1 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、須坂市の事務・事業に伴う二酸化炭素の排出削減目標を設定します。

2 基準年度及び削減目標

二酸化炭素の排出量の削減目標は、目標年度（2030 年度）に、基準年度（2013 年度）比で 50%削減することを目標とし、本計画期間中の削減目標は、基準年度比で 35%削減することを目標とします。

2013 年度（基準年度）	2025 年度（計画終了年度）	2030 年度（目標年度）
7,976 t	5,184 t	3,988 t

第4 目標達成に向けた取組

1 電気使用量の削減

- ・LED 照明を導入する。
- ・離席時、退庁時の照明消灯、パソコンの電源を切る。
- ・不要な照明を間引きする。
- ・パソコン不使用时はデスクトップを閉じる。
- ・電気ポットは使用后コンセントを抜く。
- ・時間外勤務を縮減、ノー残業デーを徹底する。

2 公用車燃料使用量の削減

- ・車両を更新する場合、ハイブリッド自動車・電気自動車など次世代自動車の導入を検討する。
- ・アイドリング・ストップの徹底を図る。
- ・急発進、急ブレーキをしない。(エコドライブ)
- ・出張時などは相乗りが可能か呼びかける。
- ・運行前点検実施を徹底する。

3 施設の燃料使用量の削減

- ・市役所庁舎の空調設備を改修する。
- ・市役所本庁舎のサッシを改修する。

【市役所庁舎の空調設備改修】

- ・2020年度から2021年度に実施
- ・既存の暖房時・温水ボイラ、冷房時・空冷チラー熱源による中央空調方式から、イニシャルコスト、ランニングコスト、環境性、等 総合的に有利な都市ガスによるガスヒートポンプ空調方式に改修する。

4 ごみ排出量の削減

- ・ごみの分別を徹底する。
- ・リサイクル、リユースを呼びかける。
- ・備品、消耗品などが不要になったときは、他の課などで使用できないかを周知する。
- ・ペーパーレス会議システムの導入を検討し、用紙等の印刷物を削減する。

【ペーパーレスへの取組】

- ・教育委員会
タブレット型パソコンの導入により、教員間資料や学習教材として使用する印刷物の削減…2021年度以降
- ・市役所、議会
ペーパーレス会議システムの導入…2021年度

5 その他

- ・グリーン購入・グリーン契約等の推進
- ・コピー用紙の裏紙印刷の推進。
- ・施設などの緑化に努める。
- ・5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）を徹底する。
- ・健康維持、ノーマイカーデーを呼びかける。

第5 進捗管理の仕組み

1 PDCAによる計画の策定・見直しを繰り返し、実行・管理を行います。

計画の策定（Plan）

策定された実行計画に基づき、各施設などに取組を指示。必要に応じ各施設でも環境目標、環境活動計画を策定。

計画の実行（Do）

各所属に環境管理推進員を配置し、所属（課等）における取組状況の点検、指導、取りまとめを実施する。

環境管理責任者（総務部長）は各所属の取組を積極的に支援する。

計画の進行管理（Check）

①各所属（課等）は、毎月実施状況の点検を行い、事務局（総務課）に報告する。

②事務局は、各所属（課等）からの報告を取りまとめ、環境管理責任者に報告する。

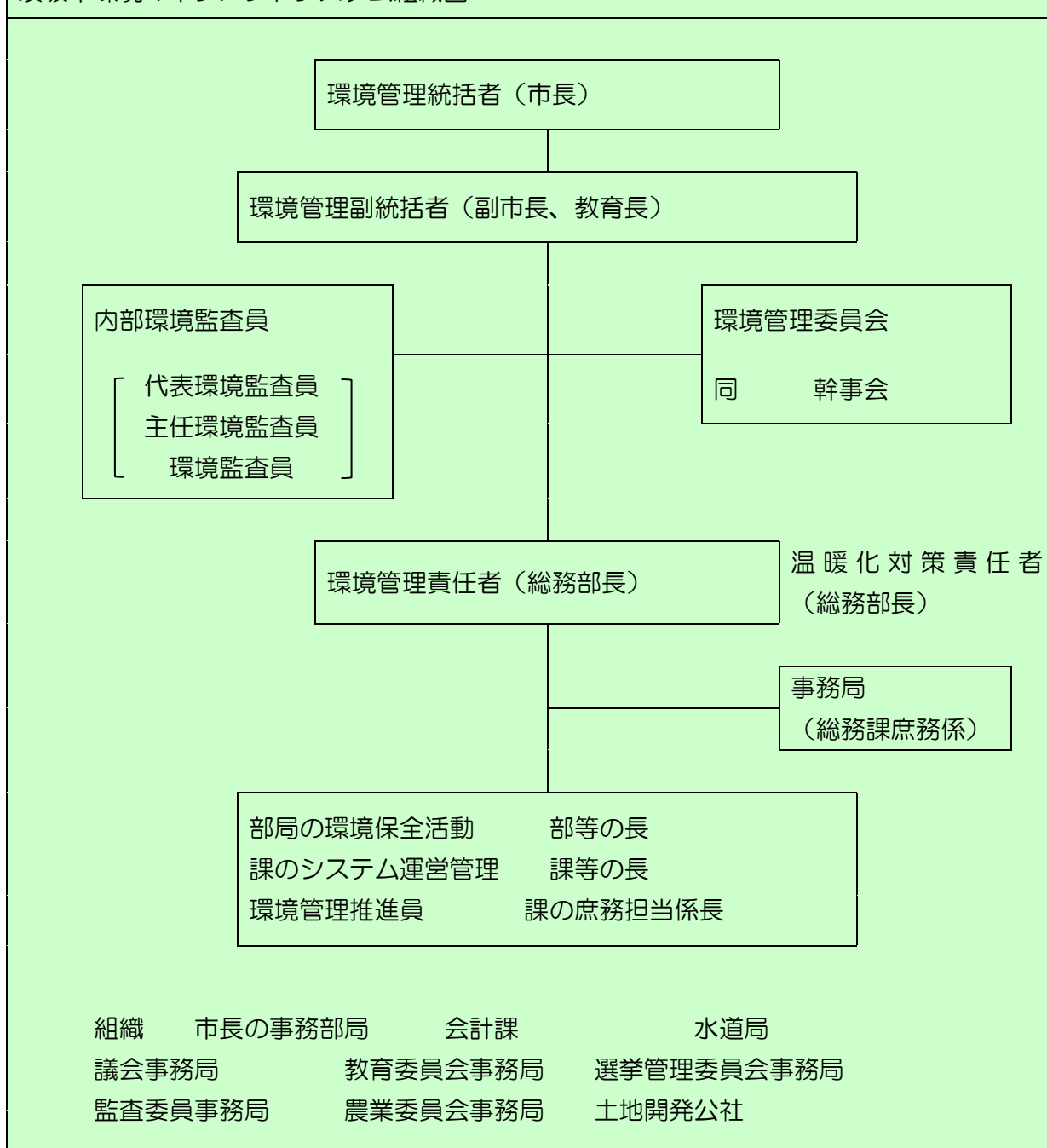
③事務局は、各所属（課等）の是正措置の実施状況を確認し、改善や指導を行い、取りまとめた結果を職員などに周知する。

計画の見直し（Action）

環境管理責任者は、環境管理委員長（副市長）の招集に基づき環境管理委員会を開催し、事務局作成の資料に基づき計画の進行状況、目標の達成状況を確認する。また、状況についての指導、目標についての修正を行う。

2 推進体制

須坂市環境マネジメントシステム組織図



改定履歴

年月	主な内容
2021年4月	策定
2023年3月	地球温暖化対策計画の改定による削減目標
2024年3月	脱炭素化推進事業債の対象事業に関する記載

【参考資料】

1 「須坂市役所 CO2 削減実行計画」(2016 年度～2020 年度) の取組実績 (1) 二酸化炭素削減実績

2014 年度 (基準年度)	8, 507 t	
2020 年度 目標値	7, 657 t	10%削減
2020 年度 実績値	6, 848 t	19.5%削減

(2) 項目ごとの二酸化炭素削減実績

二酸化炭素排出量 (単位: t)

	2014 年度		2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
電気	5,495	計画	5,592	5,529	5,474	5,420	5,366
		実績	5,648	6,030	5,792	5,012	4,640
ガソリン	230	計画	230	229	228	227	226
		実績	224	199	224	194	175
軽油	113	計画	112	111	110	109	107
		実績	111	97	114	105	74
灯油	1,798	計画	1,337	1,319	1,301	1,284	1,281
		実績	1,307	1,356	1,284	1,087	1,077
A 重油	617	計画	611	605	599	461	434
		実績	601	587	591	448	281
LP ガス	99	計画	98	97	96	95	94
		実績	104	116	113	168	216
都市ガス	139	計画	138	136	135	134	132
		実績	136	134	146	238	340
可燃ごみ	17	計画	17	17	16	16	16
		実績	17	12	10	11	45
計	※8,508	計画	8,135	8,043	7,959	7,746	7,656
		実績	※8,147	※8,530	8,274	7,263	6,848

※小数点以下第 1 位を四捨五入のため誤差があります。

◎小・中学校にガス方式によるエアコンの設置、可燃ごみの処理の広域化、各施設の照明の LED 化等の取組により計画数値を上回る実績となりました。

(3) 具体的な取組内容（主なものを掲載）

電気料使用量の削減

- ・照明の LED 化 市役所、小中学校、児童センター・クラブ、豊丘活性化施設多目的ホール及び駐車場の照明
- ・市役所庁内全ての蛍光灯スイッチを集合型から個別型に修繕
- ・高圧電力供給施設 31 か所で新電力を導入し、同時に電力の使用状況を把握
- ・デマンド監視システムの導入（生涯学習センター・南部地域公民館）
- ・湯っ蔵んどにヒートポンプを導入（1991 年度）
- ・小中学校、児童クラブの屋根で、太陽光発電を行う屋根貸し事業の実施
- ・保育園に太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを導入。
（須坂保育園・高甫保育園・須坂千曲保育園・相之島保育園・仁礼保育園）
- ・消防本部屋根に太陽光発電の導入
- ・太陽光発電及び蓄電池の導入（日滝地域公民館・豊丘地域公民館）

公用車燃料使用料の削減

- ・ハイブリッド車の導入

灯油・重油使用料の削減

- ・クールビズ・ウォームビズの期間の指定をなくし年間を通して取組
- ・東庁舎の暖房燃料を A 重油から灯油に変更

ごみ排出量の削減

- ・分別化の徹底

2 二酸化炭素排出量の算定方法

CO2 排出量 = a) 活動量の合計 × b) 排出係数

3 SDGs との関連性

SDGs は、持続可能な開発目標（Sustainable：持続可能な／Development：発展／Goals：目標）の略で、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGs には、環境・経済・社会の幅広い分野にまたがる目標が掲げられており、気候変動や再生可能エネルギーなど、環境に関するターゲットが多く掲げられています。本計画を推進することで、SDGs の実現に寄与します。